

報道機関各位

特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金の要件緩和等について

特殊詐欺が増加していることを背景に、6月議会でも一般質問がありました「特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金」について以下のとおり要件緩和と申請簡素化を行います。

補助金名	箕輪町特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金交付要綱
補助金概要	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の電話による特殊詐欺、悪徳商法等の被害を防ぐための電話機器(特殊詐欺等防止機器対策)の購入に対する補助金・補助額は購入機器の 2/3 以内で、上限 9 千円
要件緩和・簡素化内容	<p>①日中在宅の年齢要件の緩和及び引下げ 満 70 歳→満 60 歳</p> <p>改正前: <u>満 70 歳</u>以上の者のみで構成されている世帯、又は満 70 歳以上の者と同居する世帯で、通年おおむね 1 日の大半が <u>満 70 歳</u>以上の者のみとなる世帯</p> <p>改正後: 通年おおむね 1 日の大半が <u>満 60 歳</u>以上の者のみとなる世帯</p> <p>②交付申請から請求までを 1 回で済ませるための様式改正</p>

添付資料 有

無箕輪町子育て少子化対策
キャッチコピーみんなで育てる みのわっ子
～パパになるなら箕輪町
ママになるのも箕輪町～暮らしの安全安心課 生活環境・交通係
(課長) 小田切 正憲 (担当) 中村 翼
電話 : 0265-79-3154 (内線) 1363
FAX : 0265-79-0230
E-mail:kurashi@town.minowa.lg.jp